経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K040070>

| 整番 | 理号 | R6-7 | 経営管 市町木 | | 権の設定 乙) | を受け | る | (名称) 北秋田市長 津谷 永光 5 | | | | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|--------------------|-------|--------|---------|---------------------------|------------|-----|----------|---------------------------|----------|----------------|--------------------|-------------------------|--|-------------------------|----|
| 番 | 号 ' | .0 1 | | 経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) | | | | | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A | | | | | | | 林(A |) | | ATT NV AND THE | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 所 右 | 三世 | 番 林 | 班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法 | 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 栄字岩堰 | 根 12-1 | 119 7 | '0 | 81 | 山林 | 0. 21 | スギ | 52 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | 栄字黒滝ノ | '沢 7-5 | 57 6 | 69 | 137 | 畑 | 0.05 | スギ | 49 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が紹 | E営管理 | 権の記 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | |
|----|--------|--------|-----|------|-----|----------|----------|----------|------------|-------------------------|-------|----|--|
| 番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 | |
| 1 | 栄字岩堰根 | 12-119 | 70 | 81 | 山林 | 0. 21 | スギ | 52 | | | | | |
| 2 | 栄字黒滝ノ沢 | 7-57 | 69 | 137 | 畑 | 0.05 | スギ | 49 | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHIL (| | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|--------|--------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字岩堰根 | 12-119 | 70 | 81 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 ・断できる限りで行う。 |
| 栄字黒滝ノ沢 | 7–57 | 69 | 137 | |
| | | | | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | |
|--------|--------|----|-----|---|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 | | | | | |
| 栄字岩堰根 | 12-119 | 70 | 81 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | |
| 栄字黒滝ノ沢 | 7–57 | 69 | 137 | (2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 | | | | | |
| | | | | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 < R06K040179>

| 1 | | 別事均 | | | | | | | | | | | | < RUONU- | 40119/ | |
|-----|--------|-----------|---------|------------|------|-----|----------|------|------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|--------|--|
| #/* | | | 経市 | 営管理 町村(| 権の設定 | を受け | る | (名和 | | 油火 かい | 17. | | (所在地) | | | |
| 整番 | 理 号 | R6-8 | 8 111 | ₩1 \\1 (| | | | | | | | | 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | | |
| 畨 | 号 | 110 | 経 | 営管理 | 権を設定 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | | |
| | | 森林所有者 (甲) | | | | | | | | | | | | | | |
| | ļ | 乙が経 | 営管理 | 権の記 | 段定を受 | ける森 | 袜(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | | |
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 対に 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 | |
| 1 | 栄字 | 滝ノ沢 | 1-54 | 72 | 48 | 山林 | 0. 39 | スギ | 50 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が | 経営管理 | 権の記 | 2定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|-------|------|-----|------|-----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 栄字滝ノ沙 | 1-54 | 72 | 48 | 山林 | 0.39 | スギ | 50 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHIL (| | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| 対象森林 | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|---------------|--|
| 所在 地番 林班 / | 施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字滝ノ沢 1-54 72 | 一た企画提案書に基づき実施するものとする。○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| 5 | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | |
|-------|------|----|----|---|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 | | | | | |
| 栄字滝ノ沢 | 1-54 | 72 | 48 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | |
| | | | | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 | | | | | |
| | | | | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K040225>

| 整 | 理 | D.O. | | 経営管 市町村 | | 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | : 津谷 永 ; | 长 | | (所在地) 外田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|----|------|------|---------------------------|---|------------|-----|----------|------------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|----|
| 整番 | 理号 | R6- | | 経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) | | | | | (氏名又は名称) | | | | | (住所又は所在地) | | |
| | | | | | | | | |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 所 | 在 | 地看 | 番 林 | 班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 等に要する経貨を控除してなね 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 栄字 | 产岩坂 | 50 | 7 | 8 | 213 | 山林 | 0.64 | スギ | 51 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | F | 引上 | 50 | 7 | 8 | 214 | 山林 | 0. 24 | スギ | 53 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | F | 引上 | 50 | 7 | 8 | 215 | 山林 | 0.81 | スギ | 44 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | F | 引上 | 50 | 7 | 8 | 216 | 山林 | 0. 34 | スギ | 27 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | F | 引上 | 50 | 7 | 8 | 217 | 山林 | 0. 10 | スギ | 38 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 6 | F | 引上 | 50 | 7 | 8 | 218 | 山林 | 0.38 | スギ | 53 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 7 | 栄字 | 金堀沢 | 28-8 | 31 7 | 2 | 252 | 山林 | 0.07 | アカマツ | 54 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 8 | F | 引上 | 28-8 | 82 7 | 2 | 253 | 山林 | 0. 12 | アカマツ | 54 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 9 | 栄字 | 洞原沢 | 40- | 2 7 | 8 | 267 | 山林 | 0.85 | スギ | 23 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 10 | F | 引上 | 40- | 8 7 | 8 | 265 | 山林 | 0. 21 | スギ | 23 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| | | · | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|-------|-------|-----|------|-----|----------|------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 栄字岩坂 | 50 | 78 | 213 | 山林 | 0.64 | スギ | 51 | | | | |
| 2 | 同上 | 50 | 78 | 214 | 山林 | 0. 24 | スギ | 53 | | | | |
| 3 | 同上 | 50 | 78 | 215 | 山林 | 0.81 | スギ | 44 | | | | |
| 4 | 同上 | 50 | 78 | 216 | 山林 | 0.34 | スギ | 27 | | | | |
| 5 | 同上 | 50 | 78 | 217 | 山林 | 0. 10 | スギ | 38 | | | | |
| 6 | 同上 | 50 | 78 | 218 | 山林 | 0.38 | スギ | 53 | | | | |
| 7 | 栄字金堀沢 | 28-81 | 72 | 252 | 山林 | 0.07 | アカマツ | 54 | | | | |
| 8 | 同上 | 28-82 | 72 | 253 | 山林 | 0. 12 | アカマツ | 54 | | | | |
| 9 | 栄字洞原沢 | 40-2 | 78 | 267 | 山林 | 0.85 | スギ | 23 | | | | |
| 10 | 同上 | 40-8 | 78 | 265 | 山林 | 0. 21 | スギ | 23 | | | | |

| この計 | 画:) ァ l | <u>一</u> 二二二 | トフ |
|-----|---------------------|--------------|-----|
| この計 | 囲(し) | 円息 | 9 0 |

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | : | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-------|-------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示した。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 210 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 214 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 215 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 216 | よって判断できる限りで行う。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 217 | |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 218 | |
| 栄字金堀沢 | 28-81 | 72 | 252 | |
| 栄字金堀沢 | 28-82 | 72 | 253 | |
| 栄字洞原沢 | 40-2 | 78 | 267 | |
| 栄字洞原沢 | 40-8 | 78 | 265 | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | : | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|-------|-------|----|-----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 213 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 214 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 215 | (3.伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | | 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画 に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 217 | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) |
| 栄字岩坂 | 50 | 78 | 218 | ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)によ |
| 栄字金堀沢 | 28-81 | 72 | 252 | り算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 栄字金堀沢 | 28-82 | 72 | 253 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) |
| 栄字洞原沢 | 40-2 | 78 | 267 | ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| 栄字洞原沢 | 40-8 | 78 | 265 | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 < R06K040242>

| 1 | ll Ed | 加尹快 | | | | | | | | | | | | \V00V0 | 10212/ |
|----|---------|------|----------|------------|---------|---------|----------|---|------|--------------|--------------------|-----------------------------|--|-------------------------|--------|
| 邮 | THE THE | | 経 | 堂管理 可村(| 権の設定 | を受け | る | (名和 ************************************ | | 油火 小 | K | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 整番 | 理号 | R6-1 | 0 | | <u></u> | する森 | | 北秋田市長 津谷 永光 (氏名又は名称) | | | | | (住所又は所在地) | | |
| | | | 森林所有者(甲) | | | | | | | | | | | | |
| | | 乙が経 | 営管理 | 里権の記 | 没定を受 | ける森 | 林(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 | 乙が甲にDを | |
| 番号 | ,所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 栄字 | 滝ノ沢 | 1-53 | 72 | 51 | 山林 | 0.40 | スギ | 56 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙か | 経営管 | 里権の | 設定を受 | ける森 | 袜(A | .) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|------|--------|-----|------|-----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 栄字滝ノ | ₹ 1-53 | 72 | 51 | 山林 | 0.40 | スギ | 56 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHIL (| | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-------|------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字滝ノ沢 | 1-53 | 72 | 51 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| | | | | 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | |
|-------|------|----|----|---|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 | | | | | |
| 栄字滝ノ沢 | 1-53 | 72 | 51 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | |
| | | | | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 | | | | | |
| | | | | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 < R06K040243>

| J | - 1121 | 加尹快 | • | | | | | | | | | | | \V00V0; | 10210/ | |
|--------------------|--------|------|------|--------------|-------------|-----|----------|-------------|------|--------------|--------------------|----------------------------------|--|-------------------------|--------|--|
| | | | 経 | 経営管理権の設定を受ける | | | | (名称) | | | | | (所在地) | | | |
| 整番 | 理 号 | R6-1 | 1 市 | 町村(| 乙) | | | 北秋田市長 津谷 永光 | | | | | 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | | |
| 番 | 号 | NO 1 | 経 | 営管理 | 管理権を設定する森林の | | | | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | | |
| | | | 森 | 森林所有者(甲) | | | | | | | | | | | | |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A | | | | | | 袜(A |) | | | | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | | | |
| 番号 | ,所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 | |
| 1 | 栄字源 | 右工門沢 | 5-70 | 69 | 87 | 山林 | 0. 10 | スギ | 52 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | 林(A |) | | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | | |
|---------------------|------|-----|------|----|----|----|----------|------|------|-------------------------|--------|-----------------|----|--|
| 番号 | ,所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 | |
| 1 | 栄字源右 | 工門沢 | 5-70 | 69 | 87 | 山林 | 0.10 | スギ | 52 | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | |

| この計画に同意する | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|-------------------|----------|-------|-----|----------------|-----|--------|--|
| | $\overline{}$ | $m \Rightarrow 1$ | <u> </u> | ~ | - | = . | + | Z | |
| | | ひょけ | - I田I (| / L . | ΙПΙ | 思 | g g | \sim | |

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|---------|------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字源右工門沢 | 5-70 | 69 | 87 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | | | | 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | : | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | | | | |
|---------|------|----|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 | | | | | | | | |
| 栄字源右エ門沢 | 5-70 | 69 | 87 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | | | | |
| | | | | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 | | | | | | | | |
| | | | | (4. 留意事項) 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K040263>

| 整番 | 経営管理権の設定を受ける 市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の | | | | | る | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | 津谷 永分 | ť | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | | |
|----|---|------|-------|--------------|------|-----|------------|-----------|----------|--------------|--------------------|--------------------------|---|---------------------|----|
| 番 | 号 | K0-1 | 経 | E営管理 採林所有 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | | |
| | Č | 乙が経 | 営管理 | 里権の影 | 段定を受 | ける森 | 林(A | | | | 経営管理経営管理権に基づ権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | * 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 栄字点 | 金堀沢 | 28-10 | 3 72 | 227 | 山林 | 0.05 | スギ | 53 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | 同 | 上 | 28-23 | 72 | 326 | 山林 | 0. 14 | スギ | 51 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が糸 | Y Y | 権の記 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|-------|--------|-----|------|-----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 栄字金堀沢 | 28-103 | 72 | 227 | 山林 | 0.05 | スギ | 53 | | | | |
| 2 | 同上 | 28-23 | 72 | 326 | 山林 | 0. 14 | スギ | 51 | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-------|--------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字金堀沢 | 28-103 | 72 | 227 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 栄字金堀沢 | 28-23 | 72 | 326 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| | | | | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| 対象者 | 林 | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|----------------|-------|------|--|
| 所在 地都 | 林班 | 王 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 栄字金堀沢 28-1 |)3 72 | 227 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 栄字金堀沢 28-2 | 3 72 | 326 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者がも出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (2. 留意事項) ○ |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 < R06K040326>

| 1 | 10百 | 別爭坦 | | | | | | | | | | | | <r06k04< th=""><th>40326></th></r06k04<> | 40326> |
|----|--------|------|------|---------------------------|------------|-----|----------|------------|------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---|--------|
| 整 | 理 | Da 1 | 市 | 営管理 町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | | * 津谷 永 | 七 | ; | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 整番 | 理 号 | R6-1 | 経 | 経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) | | | | - | | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | | 乙が経 | | | 段定を受 | ける森 | 林(A | | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 栄= | 字岩坂 | 45-4 | 78 | 237 | 山林 | 0. 37 | スギ | 50 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙力 | ³ 経営 | 管理 | 権の診 | 定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|------|-----------------|-----|-----|-----|-----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | : 地 | 也番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 栄字岩場 | ₹ 45 | 5-4 | 78 | 237 | 山林 | 0. 37 | スギ | 50 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------|------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 栄字岩坂 | 45-4 | 78 | 237 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | | | | 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | | | |
|------|------|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 | | | | | | | |
| 栄字岩坂 | 45-4 | 78 | 237 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | | | |
| | | | | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 | | | | | | | |
| | | | | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050014>

| 敕 | 押 | | Ī | 経営管理 市町村 | 里権の設定 (乙) | を受け | る | (名和北秋) | 陈) 田市長 | 建谷 永 | 光 | 1 | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | | |
|----|----------|------------|------|-------------|--------------------|---------|-------|--------|-----------|------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------------------|----|--|
| 整番 | 理号 | R6-1 | ž | | 星権を設定 | する森 | 林の | | | (名称) | , | | (住所又は所在地) | | | |
| | | 乙が経 | | | f者 (甲) 設定を受 | ける森 | 禁林(A |) | | | 経営管理 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 | 乙が甲にD | | |
| 番号 | 所 | 在 | | | | 地目 | | 現況 | 現況林齢 | | 性の存就 期間 (終期) (B) | 在音音性権に基づいて行われる経営管理の内容 (C) | 公に面子で奴隶た枕除してわれ | を支払うべ き時期、相 手方及び方 法 | 備考 | |
| 1 | 阿仁字丁 | 二伏影 ドノ沢 | 77 | 59 | 5 | 保安林 | 0. 10 | スギ | 63 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | | |
| 2 | F | 司上 | 77 | 59 | 8 | 保安林 | 0. 26 | スギ | 58 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 3 | | 引上 | 44-2 | 2 59 | 8 | 保安林 | 0. 26 | スギ | 58 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 4 | | 二伏影 高畑 | 47 | 59 | 14 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 64 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 5 | F | 引上 | 47 | 59 | 15 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 63 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 6 | F | 引上 | 52-4 | 9 59 | 33 | 山林 | 0. 16 | スギ | 90 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 7 | F | 引上 | 52-4 | 9 59 | 34 | 山林 | 0.04 | スギ | 90 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 8 | F | 引上 | 52-4 | 0 59 | 49 | 山林 | 0. 52 | スギ | 70 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 9 | | 司上 | 52-4 | 0 59 | 50 | 山林 | 0. 14 | スギ | 80 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 10 | 阿仁 字水 | 二伏影 上沢口 | 19 | 59 | 82 | 山林 | 0. 20 | スギ | 67 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 定を受 | ける森 | 袜(A |) | | 経営管理権を設定する | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | |
|----|---------------|-------|-----|-----|-----|----------|----------|----------|------------|-------------------------|-------|----|--|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 | |
| 1 | 阿仁伏影 字下ノ沢 | 77 | 59 | 5 | 保安林 | 0. 10 | スギ | 63 | | | | | |
| 2 | 同上 | 77 | 59 | 8 | 保安林 | 0. 26 | スギ | 58 | | | | | |
| 3 | 同上 | 44-2 | 59 | 8 | 保安林 | 0. 26 | スギ | 58 | | | | | |
| 4 | 阿仁伏影 字高畑 | 47 | 59 | 14 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 64 | | | | | |
| 5 | 同上 | 47 | 59 | 15 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 63 | | | | | |
| 6 | 同上 | 52-49 | 59 | 33 | 山林 | 0. 16 | スギ | 90 | | | | | |
| 7 | 同上 | 52-49 | 59 | 34 | 山林 | 0.04 | スギ | 90 | | | | | |
| 8 | 同上 | 52-40 | 59 | 49 | 山林 | 0. 52 | スギ | 70 | | | | | |
| 9 | 同上 | 52-40 | 59 | 50 | 山林 | 0. 14 | スギ | 80 | | | | | |
| 10 | 阿仁伏影 字水上沢口 | 19 | 59 | 82 | 山林 | 0. 20 | スギ | 67 | | | | | |

| この計画に同意す | る |
|----------|---|
|----------|---|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個叫事活 /DOGKOEOO14\

| 1 | . 個 | 別事項 | Į | | | | | | | | | | | <r06k05< th=""><th>50014></th></r06k05<> | 50014> |
|----|-----|------------|-----|------------|---------------|-----|----------|------|------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---|--------|
| 整番 | 理号 | 31 | 市 | 営管理 町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | | 田市長 | 津谷 永 | 光 | = 7 | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 番 | 号 | 01 | 経 | | 権を設定 者 (甲) | する森 | 林の | (氏》 | 名又は | (名称) | | (住所又は所在地) | | | |
| | | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 森林(A | .) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | | 乙が甲にD を支払うべ | |
| 番号 | | | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | き時期、相 手方及び方 法 | 備考 |
| 11 | 字 | 二伏影 | 38 | 59 | 94 | 山林 | 1.00 | スギ | 64 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 12 | 阿有 | 二伏影 製木沢 | 6 | 59 | 135-1 | 山林 | 0. 10 | スギ | 29 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | • | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|---------------------|----|----|----|-------|----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 11 | 阿仁 字高 | 新畑 | 38 | 59 | 94 | 山林 | 1.00 | スギ | 64 | | | | |
| 12 | 阿仁字梨 | | 6 | 59 | 135-1 | 山林 | 0. 10 | スギ | 29 | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | |

| ~ | の計 | 面に | 同 | 音。 | 上) | 3 |
|---|------|----|-----|-------|----|---|
| _ | マノロト | | 100 | 7EA . | " | v |

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-----------|-------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 77 | 59 | J | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 77 | 59 | 8 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 44-2 | 59 | 8 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 阿仁伏影字高畑 | 47 | 59 | 14 | よって判断できる限りで行う。 |
| 阿仁伏影字高畑 | 47 | 59 | 15 | |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-49 | 59 | 33 | |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-49 | 59 | 34 | |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-40 | 59 | 49 | |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-40 | 59 | 50 | |
| 阿仁伏影字水上沢口 | 19 | 59 | 82 | |

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|----------|------|----|-------|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁伏影字高畑 | 38 | 59 | 94 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁伏影字梨木沢 | 6 | 59 | 135-1 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| | | | | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|-----------|-------|----|----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 77 | 59 | 5 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 77 | 59 | 8 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁伏影字下ノ沢 | 44-2 | 59 | 8 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に |
| 阿仁伏影字高畑 | 47 | 59 | 14 | 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林の歌宮な孫はスに火なってるに担言し、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 |
| 阿仁伏影字高畑 | 47 | 59 | 15 | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-49 | 59 | 33 | ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)によ |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-49 | 59 | 34 | り算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-40 | 59 | 49 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) |
| 阿仁伏影字高畑 | 52-40 | 59 | 50 | ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| 阿仁伏影字水上沢口 | 19 | 59 | 82 | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| 3 | 対象森林 | : | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | | |
|----------|------|----|-------|---|--|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 | | | | | | |
| 阿仁伏影字高畑 | 38 | 59 | 94 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | | |
| 阿仁伏影字梨木沢 | 6 | 59 | 135-1 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理に廃る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理権権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050033>

| 整 | 整理番号 | | Ī | 経営管理権の設定を受ける 市町村(乙) | | | | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | 津谷 永分 | Ľ | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|--------------------|----------|------------|-------|------------------------|--------------|-----|----------|------------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|----|
| 番 | 番号 R6-15 | | | 圣営管理 森林所有 | 権を設定 者(甲) | する森 | 林の | (氏名又は名称) | | | | | (住所又は所在地) | | |
| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A | | | | | | | 林(A | | | | | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番号 | | | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 阿仁字萱 | 二萱草 正草沢 | 32-30 | 58 | 99 | 山林 | 0.08 | スギ | 75 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | F | 1上 | 32-36 | 5 58 | 117 | 山林 | 0. 24 | スギ | 53 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | | | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | |
|---------------------|--------------|-------|----|-----|----|----------|----------|------|-------------------------|--------|-----------------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁萱草 字萱草沢 | 32-36 | 58 | 99 | 山林 | 0.08 | スギ | 75 | | | | |
| 2 | 同上 | 32-36 | 58 | 117 | 山林 | 0. 24 | スギ | 53 | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - <i>-</i> |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|------------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | = d | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 155 J | 'a) (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | : | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|----------|-------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁萱草字萱草沢 | 32-36 | 58 | 99 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁萱草字萱草沢 | 32-36 | 58 | 117 | |
| | | | | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | : | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|----------|-------|----|-----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 |
| 阿仁萱草字萱草沢 | 32-36 | 58 | 99 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁萱草字萱草沢 | 32-36 | 58 | 117 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050055>

| 1 | ll L | 別事均 | | | | | | | | | | | | \KUOKU | 50055/ |
|-----|-----------------|-------------|-------|------------|------|-----|----------|----------|------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|--------|
| -14 | | | | 営管理 町村(| 権の設定 | を受け | る | (名和 | | 74.42 A S | | | (所在地) | | |
| 整番 | 理 号 | R6-1 | 6 111 | 而1 小1 (| (ك | | | | | : 津谷 永う | <u>'É</u> | | 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 番 | 号 | NO 1 | 経 | 営管理 | 権を設定 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | :名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | | | 森 | 林所有 | 者(甲) | | | | | | | | | | |
| | | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 袜(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 対に 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 阿仁 字/ | 戸鳥内 \倉岱 | 145-6 | 74 | 13 | 山林 | 0.60 | スギ | 40 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | Z | こが経 | 営管理 | 権の記 | 2定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|---------|----------|-------|-----|------|-----|----------|------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸 字小月 | 息内 倉岱 | 145-6 | 74 | 13 | 山林 | 0.60 | スギ | 40 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計画 | T) - | T 7 | ^ l | - |
|---|------------|--------------|-------|-----|-------|
| _ | (/) = + I | ш г <i>Г</i> | ᄪ | | 4 |
| | (/ / ロー) | ши | IHI 💳 | . 4 | ·) . |
| | | | | | |

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は() 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | : | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-----------|-------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等 施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 145-6 | 74 | 13 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | | | | 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|-----------|-------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 145-6 | 74 | 13 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| | | | | (2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画 に添付された経費の見積額とする。 |
| | | | | ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 |
| | | | | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 |
| | | | | <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) |
| | | | | ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050062>

| 整番 | 理号 | DG_1 | | 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) | | | | | 东) 田市長 | : 津谷 永) | 七 | 7 | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|-------------------------------|-------------|-------|--------------------|-------|----|----------|-------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|----|
| 番 | 号 | R6-1 | 経 | 営管理 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | | |
| | 本林所有者(甲) 乙が経営管理権の設定を受ける森林(| | | | | | |) | | | | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番号 | | · | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 等に要する経賃を控除してなわれるがある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 阿仁 | 戸鳥内 \倉沢 | 106-1 | 75 | 40 | 山林 | 0. 93 | スギ | 46 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | F | 上 | 106-1 | 75 | 40-1 | 山林 | 0. 22 | スギ | 33 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | F | 上 | 106-1 | 75 | 41 | 山林 | 0. 12 | スギ | 46 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | 同 | 1上 | 11-18 | 75 | 114-8 | 山林 | 0. 20 | スギ | 29 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | F | 1上 | 11-18 | 75 | 114-9 | 山林 | 0. 21 | スギ | 25 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | · · · · · · | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の記 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|---------------|-------|-----|-------|-----|----------|------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸鳥内 字小倉沢 | 106-1 | 75 | 40 | 山林 | 0. 93 | スギ | 46 | | | | |
| 2 | 同上 | 106-1 | 75 | 40-1 | 山林 | 0. 22 | スギ | 33 | | | | |
| 3 | 同上 | 106-1 | 75 | 41 | 山林 | 0. 12 | スギ | 46 | | | | |
| 4 | 同上 | 11-18 | 75 | 114-8 | 山林 | 0. 20 | スギ | 29 | | | | |
| 5 | 同上 | 11-18 | 75 | 114-9 | 山林 | 0. 21 | スギ | 25 | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-----------|-------|----|-------|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 1 7 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 106-1 | 75 | 40 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 106-1 | 75 | 40-1 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 106-1 | 75 | 41 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 11-18 | 75 | 114-8 | よって判断できる限りで行う。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 11-18 | 75 | 114-9 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | : | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|-----------|-------|----|-------|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 阿仁戸鳥內字小倉沢 | 106-1 | 75 | 40 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 106-1 | 75 | 40-1 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 106-1 | 75 | 41 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 11-18 | 75 | 114-8 | 要する経費については、経営管理美施権有が経営管理美施権の設定を受けるに当たって公に従ぶし、経営管理美施権配方計画 に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 11-18 | 75 | 114-9 | (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050082>

| | T ⊢ | 加罗尔 | | | | | | | | | | | | \NOONO. | 0000027 |
|-------|----------|------------|--------|-----|------|----------|------|------|--------------|-------------------|-------------------------|---|----------------------------------|---------|---------|
| | | | 経 | 営管理 | 権の設定 | を受け | る | (名和 | | | | | (所在地) | | |
| · 土 香 | 理号 | R6-1 | о П | 町村(| 乙) | | | 北秋日 | 田市長 | 津谷 永分 | ć | | 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 番 | 号 | KO 1 | 経 | 営管理 | 権を設定 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | | | 森 | 林所有 | 者(甲) | | | | | | | | | | |
| | | 乙が経 | 営管理 | 権の記 | 段定を受 | ける森 | 袜(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお | 乙が甲にDを | |
| 番 | | | | | | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 | |
|] | 阿1 字 | 二萱草 :細越 | 28 | 57 | 21 | 山林 | 0.04 | スギ | 51 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | ; | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | I | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | = | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | ; | | | | | | | | | | | | | | |
| (| i | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | ' | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | Z | こが経 | 営管理 | 権の記 | 足定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|-------|----------|-----|-----|------|-----|----------|----------|----------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁 字細 | 萱草 H越 | 28 | 57 | 21 | 山林 | 0.04 | スギ | 51 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|---------|------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁萱草字細越 | 28 | 57 | 21 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | | | | 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | ; | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|---------|------|----|----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 阿仁萱草字細越 | 28 | 57 | 21 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 〇 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| | | | | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 |
| | | | | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050097>

| 整番 | 理号 | DC 1 | Ī | 経営管理 市町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | : 津谷 永) | 七 | 5 | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|-----------------------------|------------|------|------------------|------------|-----|-------|------------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|--|-------------------------|----|
| 番 | 号 | R6-1 | ń | 経営管理 森林所有 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | | |
| | | 乙が経 | | | 受定を受 | ける森 | 株(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | ★材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお !! | 乙が甲にDを | |
| 番号 | 番号 所 在 地番 林班 小班 地目 面積 ha | | | | | | | 現況樹種 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 等に要する経質を控除してなわれるがある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | | 二打当 营谷地 | 1-8 | 88 | 2 | 山林 | 0. 39 | スギ | 55 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | | 引上 | 1-8 | 8 88 6 山林 0.40 | | | 0.40 | スギ | 55 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | | 二打当 陣場 | 1-43 | 43 90 86 山林 0.58 | | | | スギ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | 1 ' | 引上 | 1-43 | 90 | 133 | 山林 | 0.03 | スギ | 48 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | | 二打当 予倉岱 | 12-2 | 90 | 93 | 山林 | 0. 10 | ザツ | 50 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 9 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | • | | | | | | | | | | | |

| | Z | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 定を受 | ける森 | 袜(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|-----|----------|------|-----|-----|-----|----------|----------|------|------------|------------|-----------------|----|
| 番号 | 所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁: | | 1-8 | 88 | 2 | 山林 | 0. 39 | スギ | 55 | | | | |
| 2 | 同。 | 上 | 1-8 | 88 | 6 | 山林 | 0.40 | スギ | 55 | | | | |
| 3 | 阿仁: | 打当 車場 | 1-43 | 90 | 86 | 山林 | 0. 58 | スギ | 45 | | | | |
| 4 | 同。 | 上 | 1-43 | 90 | 133 | 山林 | 0.03 | スギ | 48 | | | | |
| 5 | 阿仁: | 打当 倉岱 | 12-2 | 90 | 93 | 山林 | 0. 10 | ザツ | 50 | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| 対象森林 | | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 | | | | | | |
|----------|------|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し | | | | | | |
| 阿仁打当字菅谷地 | 1-8 | 88 | 2 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 | | | | | | |
| 阿仁打当字菅谷地 | 1-8 | 88 | 6 | <経営管理実施権が設定されない場合> | | | | | | |
| 阿仁打当字陣場 | 1-43 | 90 | 86 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に | | | | | | |
| 阿仁打当字陣場 | 1-43 | 90 | 133 | し、 | | | | | | |
| 阿仁打当字野倉岱 | 12-2 | 90 | 93 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| 対象森林 | | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 | | | | | |
|----------|------|----|----|---|--|--|--|--|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費。 | | | | | |
| 阿仁打当字菅谷地 | 1-8 | 88 | 2 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 | | | | | |
| 阿仁打当字菅谷地 | 1-8 | 88 | 6 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | | | | | |
| 阿仁打当字陣場 | 1-43 | 90 | 86 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に | | | | | |
| 阿仁打当字陣場 | 1-43 | 90 | | 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 | | | | | |
| 阿仁打当字野倉岱 | 12-2 | 90 | 93 | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 | | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050224>

| 整番 | 理号 | DC 9 | | 圣営管理 5町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | : 津谷 永) | 七 | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|----------|-----------|------|--------------|--------------|-----|----------|------------|-----------|--------------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|----|
| 番 | 医号 R6-20 | | 経 | | 権を設定 者(甲) | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | | 乙が経 | 営管理 | 里権の記 | ひ定を受 | ける森 | 袜(A |) | | /arz \\\ /arke=arz | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 | 乙が甲にDを | |
| 番号 | | · | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D) の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | | 戸鳥内 鳥越 | 20 | 93 | 17 | 山林 | 0. 17 | スギ | 90 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | F | 引上 | 20 | 93 | 18 | 山林 | 0.38 | スギ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | F | 引上 | 22 | 93 | 19 | 原野 | 0. 58 | スギ | 75 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | F | 引上 | 17-1 | 93 | 21 | 山林 | 0. 75 | スギ | 60 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | <u> </u> | <u> </u> | | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の影 | 段定を受 | ける森 | 袜(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|--------------|------|-----|------|-----|----------|------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸鳥内 字鳥越 | 20 | 93 | 17 | 山林 | 0. 17 | スギ | 90 | | | | |
| 2 | 同上 | 20 | 93 | 18 | 山林 | 0.38 | スギ | 45 | | | | |
| 3 | 同上 | 22 | 93 | 19 | 原野 | 0. 58 | スギ | 75 | | | | |
| 4 | 同上 | 17-1 | 93 | 21 | 山林 | 0. 75 | スギ | 60 | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII t . | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|----------|------|----|----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 20 | 93 | 17 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 20 | 93 | 18 | |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 22 | 93 | 19 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 17-1 | 93 | 21 | よって判断できる限りで行う。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|----------|------|----|----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 20 | 93 | 17 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 20 | 93 | 18 | (2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 22 | 93 | 19 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画 |
| 阿仁戸鳥内字鳥越 | 17-1 | 93 | 21 | 要する経費については、経営管理美施権省が経営管理美施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理美施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) |
| | | | | ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 |
| | | | | <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050248>

| 整 | 理 | Da o | | 送営管理 可村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | 弥) 田市長 | : 津谷 永分 | 七 七 | 5 | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|-------------------------------|------------|---------------------|-------------|------------|------|-------|------------|--------------|---------------------------|--------------------------------------|-------|-----------------------------------|--------|--|
| 整番 | 理 号 | R6-2 | 経 | | 権を設定 | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | 本林所有者(甲) 乙が経営管理権の設定を受ける森林(| | | | | | | | | | 経営管理 | | 木材の販売による収益から伐採 | フが田にDナ | |
| 番兒 | 号 所 在 地番 林班 小班 地目 面積 ha | | | | | 面積 | 現況 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 権の存続 期間 (終期) (B) | 経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C) | | 乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 | |
| 1 | 字月 | 戸鳥内 | 86 | 75 | 62 | 山林 | 0. 37 | スギ | 31 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | 阿仁字語 | 戸鳥内 5大野 | 40-83 | 77 | 16 | 山林 | 0. 49 | スギ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | F | 引上 | 40-78 | 77 | 44 | 原野 | 1. 21 | スギ | 60 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | F | 引上 | 40-78 | 77 | 45 | 原野 | 0.64 | スギ | 56 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | | 戸鳥内 葉谷地 | 101-22 | 2 78 | 58 | 山林 | 0.07 | スギ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 6 | | 引上 | 124-6 | 78 | 113 | 山林 | 0. 37 | スギ | 53 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 7 | 阿仁字力 | 戸鳥内 に川向 | 32-12 | 92 | 31 | 山林 | 0. 10 | スギ | 55 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 8 | | 引上 | 32-12 | 92 | 32 | 山林 | 0. 11 | ザツ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 9 | F | 引上 | 32-12 92 33 山林 0.16 | | | 0.16 | スギ | 60 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|----------------|--------|-----|------|-----|----------|----------|------|------------|------------|-----------------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸鳥内 字小倉沢 | 86 | 75 | 62 | 山林 | 0. 37 | スギ | 31 | | | | |
| 2 | 阿仁戸鳥内 字高大野 | 40-83 | 77 | 16 | 山林 | 0.49 | スギ | 45 | | | | |
| 3 | 同上 | 40-78 | 77 | 44 | 原野 | 1. 21 | スギ | 60 | | | | |
| 4 | 同上 | 40-78 | 77 | 45 | 原野 | 0.64 | スギ | 56 | | | | |
| 5 | 阿仁戸鳥内 字大葉谷地 | 101-22 | 78 | 58 | 山林 | 0.07 | スギ | 45 | | | | |
| 6 | 同上 | 124-6 | 78 | 113 | 山林 | 0.37 | スギ | 53 | | | | |
| 7 | 阿仁戸鳥内 字大川向 | 32-12 | 92 | 31 | 山林 | 0. 10 | スギ | 55 | | | | |
| 8 | 同上 | 32-12 | 92 | 32 | 山林 | 0.11 | ザツ | 45 | | | | |
| 9 | 同上 | 32-12 | 92 | 33 | 山林 | 0. 16 | スギ | 60 | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------------|--------|----|-----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示した。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 86 | 75 | 62 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-83 | 77 | 16 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-78 | 77 | 44 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-78 | 77 | 45 | よって判断できる限りで行う。 |
| 阿仁戸鳥内字大葉谷地 | 101-22 | 78 | 58 | |
| 阿仁戸鳥内字大葉谷地 | 124-6 | 78 | 113 | |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 31 | |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 32 | |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 33 | |
| | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|------------|--------|----|-----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 |
| 阿仁戸鳥内字小倉沢 | 86 | 75 | 62 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-83 | 77 | 16 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-78 | 77 | 44 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に |
| 阿仁戸鳥内字高大野 | 40-78 | 77 | 45 | 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林の歌宮な孫はスに火なってスに担った。 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ |
| 阿仁戸鳥内字大葉谷地 | 101-22 | 78 | 58 | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) |
| 阿仁戸鳥内字大葉谷地 | 124-6 | 78 | 113 | ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)によ |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 31 | り算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 32 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。(2. 留意事項) |
| 阿仁戸鳥内字大川向 | 32-12 | 92 | 33 | ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050253>

| 整番 | 理号 | D6_9 | Ī | 圣営管理 市町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名和 北秋) | 东) 田市長 | 津谷 永分 | Ľ | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | | |
|----|------------------------|-------------|------|--------------|--------------|-----|----------|------------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|--|---------------------|----|--|
| 番 | 五 年 R6-22 番 号 R6-22 | | | 圣営管理 森林所有 | 権を設定 者(甲) | する森 | 林の | (氏/ | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | (住所又は所在地) | | |
| | 1 | 乙が経 | 営管 | 理権の診 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 经常英田 | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | Ⅱ 守に安りる胜負と挃防してなね | 乙が甲にDを | | |
| 番号 | | | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D)の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 | |
| 1 | 字フ | 戸鳥内 ブサ平 | 6 | 81 | 53 | 山林 | 0. 18 | スギ | 42 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | | |
| 2 | | 二中村 寸水上沢 | 53-1 | . 83 | 59 | 山林 | 0.80 | ザツ | 65 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 3 | F | 引上 | 53-6 | 83 | 59 | 山林 | 0.80 | スギ | 65 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経 | E 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 袜(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|----------------|--------------|-----|------|-----|----------|----------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況 樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸鳥内 字アサ平 | 6 | 81 | 53 | 山林 | 0. 18 | スギ | 42 | | | | |
| 2 | 阿仁中村 字中村水上沢 | 53-1 | 83 | 59 | 山林 | 0.80 | ザツ | 65 | | | | |
| 3 | 同上 | 53-6 | 83 | 59 | 山林 | 0.80 | スギ | 65 | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|------------|------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁戸鳥内字アサ平 | 6 | 81 | 53 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁中村字中村水上沢 | 53-1 | 83 | 59 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁中村字中村水上沢 | 53-6 | 83 | 59 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|------------|------|----|----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 阿仁戸鳥内字アサ平 | 6 | 81 | 53 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁中村字中村水上沢 | 53-1 | 83 | 59 | (2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁中村字中村水上沢 | 53-6 | 83 | 59 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植裁及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植裁及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 《経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050284>

| 整 | 理 | DC 0 | 市 | 営管理 町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名 ⁾ 北秋 | 称) 田市長 | : 津谷 永分 | 七 七 | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
|----|---------|------------|-------|------------|--------------|-----|----------|-----------------------|-----------|--------------|--------------------|-------------------------|---|---------------------|----|
| 整番 | 理号 | R6-2 | 経 | | 権を設定 者(甲) | する森 | 林の | (氏: | 名又は | 名称) | | | (住所又は所在地) | | |
| | Z | 乙が経 | 営管理 | !権の言 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | | 経営管理 権の存続 | 経営管理権に基づい | 木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 支払 うべき | 乙が甲にDを | |
| 番号 | ,所 | 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況 林齢 | 経営管理 権の始期 | 期間 (終期) (B) | て行われる経営管理 の内容 (C) | 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 | 支払うべき時期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | 阿仁打当 | 当字轟 | 35-70 | 88 | 31 | 山林 | 0. 19 | スギ | 50 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | 同_ | 上 | 35-70 | 88 | 36 | 山林 | 0. 13 | スギ | 50 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | 同_ | | 35-57 | 88 | 58 | 山林 | 0. 11 | スギ | 55 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 4 | 阿仁 字陣 | 打当 車場 | 1-71 | 90 | 45 | 保安林 | 0.72 | スギ | 42 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 5 | 同_ | 上 | 1-54 | 90 | 46 | 保安林 | 0.83 | スギ | 44 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 6 | 同_ | 上 | 32-3 | 90 | 71 | 保安林 | 1. 40 | スギ | 45 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 7 | 同_ | | 32-5 | 90 | 72 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 43 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 8 | 阿仁打 字野魚 | | 10-27 | 90 | 122 | 山林 | 0. 18 | スギ | 51 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 乙が経 | 営管理 | 権の診 | 段定を受 | ける森 | 林(A |) | | 経営管理権を設定する | 森林の甲以外の権原者 | (E) | |
|----|--------------|-------|-----|------|-----|----------|------|------|------------|------------|-------|----|
| 番号 | 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁打当字轟 | 35-70 | 88 | 31 | 山林 | 0. 19 | スギ | 50 | | | | |
| 2 | 同上 | 35-70 | 88 | 36 | 山林 | 0. 13 | スギ | 50 | | | | |
| 3 | 同上 | 35-57 | 88 | 58 | 山林 | 0. 11 | スギ | 55 | | | | |
| 4 | 阿仁打当 字陣場 | 1-71 | 90 | 45 | 保安林 | 0.72 | スギ | 42 | | | | |
| 5 | 同上 | 1-54 | 90 | 46 | 保安林 | 0.83 | スギ | 44 | | | | |
| 6 | 同上 | 32-3 | 90 | 71 | 保安林 | 1. 40 | スギ | 45 | | | | |
| 7 | 同上 | 32-5 | 90 | 72 | 保安林 | 0. 17 | スギ | 43 | | | | |
| 8 | 阿仁打当 字野倉岱 | 10-27 | 90 | 122 | 山林 | 0. 18 | スギ | 51 | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| _ | の計 | 正:) ~ | \Box | | - ブ |
|---------------|-------|-------------|--------|-------------|-------|
| | (/)≓+ | IHII (, ' | | | |
| $\overline{}$ | マノロロ | 四 () | . [⊢] | 15TA 7 | '\J (|

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|----------|-------|----|-----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁打当字轟 | 35-70 | 88 | 31 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 〇 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 〇 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 断できる限りで行う。 |
| 阿仁打当字轟 | 35-70 | 88 | 36 | <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁打当字轟 | 35-57 | 88 | 58 | ○ 乙は、存続期間中に間伐又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視に |
| 阿仁打当字陣場 | 1-71 | 90 | 45 | よって判断できる限りで行う。 |
| 阿仁打当字陣場 | 1-54 | 90 | 46 | |
| 阿仁打当字陣場 | 32-3 | 90 | 71 | |
| 阿仁打当字陣場 | 32-5 | 90 | 72 | |
| 阿仁打当字野倉岱 | 10-27 | 90 | 122 | |
| | | | | |
| | | | | |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|----------|-------|----|-----|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経典 |
| 阿仁打当字轟 | 35-70 | 88 | 31 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁打当字轟 | 35-70 | 88 | 36 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 |
| 阿仁打当字轟 | 35-57 | 88 | 58 | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に |
| 阿仁打当字陣場 | 1-71 | 90 | 45 | 要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画 に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施 |
| 阿仁打当字陣場 | 1-54 | 90 | 46 | 権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) |
| 阿仁打当字陣場 | 32-3 | 90 | 71 | ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)によ |
| 阿仁打当字陣場 | 32-5 | 90 | 72 | り算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> |
| 阿仁打当字野倉岱 | 10-27 | 90 | 122 | (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐等の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) |
| | | | | ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 |
| | | | | |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

経営管理権集積計画

1 個別事項 <R06K050321>

| | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|------------|-----|---------------------------|------------|-----|-------|---------------------|----------|--------------|---------------------------|--------------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|----|
| 整番 | 理号 | R6-2 | 市 | 営管理 町村(| 権の設定 乙) | を受け | る | (名称) 北秋田市長 津谷 永光 | | | | | (所在地) 秋田県北秋田市花園町19番1号 | | |
| 番 | 号 | NO-2 | 経 | 経営管理権を設定する森林の 森林所有者(甲) | | | | | (氏名又は名称) | | | | (住所又は所在地) | | |
| | | | | | | | | | | | 経営管理 | タ学然で生た。 甘 さい | ス党祭理権に其づい 木材の販売による収益から伐採 | スが田にわま | |
| 番号 | 番号所在 | | 地番 | | | 地目 | | 現況 | 現況林齢 | 経営管理 権の始期 | 権の存続 期間 (終期) (B) | 経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C) | 炊りっ 正 トック 曲 チ 畑 八 1 ー ようしょ | 乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法 | 備考 |
| 1 | | 戸鳥内 小倉岱 | 176 | 74 | 72 | 山林 | 0.07 | スギ | 75 | | 20年 2045. 3. 31 | 別添1参照 | 別添2参照 | 別添3参照 | |
| 2 | Ī | 司上 | 176 | 74 | 73 | 山林 | 0. 26 | スギ | 48 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 乙が経営管理権の設定を受ける森林(A) | | | | | | | | | 経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E) | | | |
|---------------------|-----------|-----|----|----|----|----------|------|------|-------------------------|--------|-----------------|----|
| 番号 | · 所 在 | 地番 | 林班 | 小班 | 地目 | 面積 ha | 現況樹種 | 現況林齢 | 住所又は所在地 | 氏名又は名称 | 権原の種類 | 備考 |
| 1 | 阿仁戸鳥 字小倉台 | 176 | 74 | 72 | 山林 | 0.07 | スギ | 75 | | | | |
| 2 | 同上 | 176 | 74 | 73 | 山林 | 0. 26 | スギ | 48 | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |

| この計 | 画:) ァ | | ケー | 7 |
|-----|-------------------|-----|------|---------------|
| この計 | 囲(し | 一口儿 | ₹, 9 | \mathcal{L} |

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 北秋田市長 津谷 永光

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売 造林並びに保有(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して (9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申 出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されてないときには乙が、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を乙が指定する期日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当 該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

| | 対象森林 | ; | | 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 |
|-----------|------|----|----|--|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は、乙が選定した経営管理実施権者が提示し |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 176 | 74 | 72 | た企画提案書に基づき実施するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病中害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判 ・断できる限りで行う。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 176 | 74 | 73 | |
| | | | | ○ 乙は、存続期間中に間侵又は保育、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。 |

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法

| 5 | 対象森林 | | | 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金額(D)の額の算定方法 |
|-----------|-------|-------|---|---|
| 所在 | 地番 | 林班 | 小班 | <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経 |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 176 | 74 | 72 | 費、主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に 係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 |
| 阿仁戸鳥内字小倉岱 | 176 7 | 74 73 | (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 | |
| | | | | (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (2. 留意事項) ○ |

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されてない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座